第１章　計画策定にあたって

１　なぜ計画の策定が必要か（計画策定の背景）

（１）国の動き

平成13年、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が施行されました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、４月23日を「子ども読書の日」とすることなどが定められるとともに、国や地方公共団体の責務等について明記されました。

この法律を受けて、国は、概ね５年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第１次：平成14年～、第２次：平成20年～、第３次：平成25年～）を策定しました。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第２条　子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（２）府のこれまでの取組み

この推進法に基づき、大阪府では、「大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第１次計画」という。）を平成15年１月に、「第２次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第２次計画」という。）を平成23年３月に策定し、保護者への啓発や、市町村、学校等への支援、子どもの読書活動に関わる人材の研修等さまざまな取組みを進めてきました。

第２次計画期間中は、第１次計画期間中に進めてきた乳幼児の保護者への啓発、学校と公立図書館や読書活動ボランティアとの連携を一層強化して、「読んでみたいと思う本が子どもの周りにある」「本を紹介する人が子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境づくりに取り組みました。

【第１次計画期間中に取り組んだ主な施策】

・乳幼児の健康診査等において絵本の読み聞かせや紹介等を促進するための啓発リーフレットの作成及び配布並びに講習会の開催及びアドバイザーの派遣

・おはなしボランティア支援及び中学校へのおはなしボランティアの派遣

・府立図書館から府立高等学校への協力貸出の試行実施

・子どもの読書に関わる人々を対象とした研修、講演会及び交流会の開催

【第２次計画期間中に取り組んだ主な施策】

　　　　・学校図書館活性化ガイドラインの作成（平成23年３月）

・読書活動フォーラムの開催（平成23年２月～）

・公立図書館と学校との合同研修の開催（平成22年度～）

・子どもの読書推進活動支援員養成講座の開催（平成24年度～）

・就学前読書活動フォーラムの開催（平成25年度～）

・公立図書館の子ども読書活動担当者会の開催（平成25年度、平成26年度からは、児童サービス担当者連絡会に統合）

（３）各種調査結果からみた大阪の子ども読書活動の状況

①　「全国学力・学習状況調査」（文部科学省　平成20～22、24～27年度）

上記調査のうち、子どもの読書に関する項目の調査によると、大阪府の「読書が好き」な子どもの割合はこの５年間で改善し、「平日、授業以外で全く本を読まない」子どもの割合（不読率）とともに、全国平均より低い水準ながら、その差は縮まる傾向にあります。

図表１・２　「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合

中３

小６

図表３・４　学校や授業の時間以外の普段の日（月～金曜日）に全く読書をしないと答えた児童・生徒の割合

中３

小６

平成23年度は、東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

②　「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省　平成22、26年度）

学校図書館図書標準（※１）の達成状況は、公立小学校・中学校ともに全国平均に達しておらず、その差が拡大しています。

また、公立学校における司書教諭（※２）の発令状況（12学級以上）は、小学校・高等学校については99％以上ですが、学校司書（※３）の配置状況については、小学校・中学校では伸びているものの、小学校、中学校、高等学校ともに大きく全国平均を下回っている状況です。

図表５　学校図書館図書標準の達成状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公立小学校 | 公立中学校 |
| 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 |
| 平成26年度 | 31.9％ | 60.2％ | 30.0％ | 52.3％ |
| 平成22年度 | 32.7％ | 50.6％ | 30.0％ | 42.7％ |

図表６　学校図書館の司書教諭の発令状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公立小学校 | 12学級以上の学校 | 11学級以下の学校 |
| 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 |
| 平成26年度 | 99.3％ | 99.1％ | 46.4％ | 27.2％ |
| 平成22年度 | 98.3％ | 99.7％ | 43.4％ | 21.4％ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公立中学校 | 12学級以上の学校 | 11学級以下の学校 |
| 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 |
| 平成26年度 | 96.5％ | 97.8％ | 38.5％ | 28.3％ |
| 平成22年度 | 96.6％ | 99.0％ | 41.4％ | 23.7％ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公立高等学校 | 12学級以上の学校 | 11学級以下の学校 |
| 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 |
| 平成26年度 | 100.0％ | 98.4％ | 18.8％ | 30.0％ |
| 平成22年度 | 86.3％ | 98.4％ | 42.9％ | 21.0％ |

図表７　学校司書の配置状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 公立小学校 | 公立中学校 | 公立高等学校 |
| 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 | 大阪府 | 全国平均 |
| 平成26年度 | 35.0％ | 54.4％ | 34.1％ | 52.8％ | 39.0％ | 66.5％ |
| 平成21年度 | 27.0％ | 44.8％ | 27.2％ | 45.2％ | 52.1％ | 73.3％ |

③　「子ども読書活動推進計画策定状況調査」（文部科学省　平成22、26年度）

　　子ども読書活動推進計画を策定している府内市町村は、平成22年度より３市増えて34市

町になりましたが、そのうち、11市町の計画については計画の期間が終了しています。

また、９市町村については、未策定です。

図表８　府内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況　　　　　　　　（単位：市町村数）

④　「子どもの読書活動推進の取組み等調査」（大阪府教育委員会　平成27年３月～６月）

子どもの読書に関わる機関並びに児童・生徒及び保護者を対象に行ったアンケートを行った結果から、主に以下のことが明らかとなりました。（詳細については、「第５章　参考資料　１　子どもの読書活動推進の取組み等調査（詳細）」（ｐ36～ｐ46）を参照）

【調査対象】

・平成26年度における子ども読書活動の取組み状況については、府内全ての小学校、中学校、

高等学校、特別支援学校、教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園（※））、

公立図書館、公民館・青少年教育施設、保健センター、市町村教育委員会

※　認定こども園については、集計にあたって、その形態に応じ、保育所又は幼稚園のいずれかに計上しています。

・児童・生徒及び保護者の読書活動の状況については、府内の小学６年生・中学３年生・高校３年生及びその保護者から抽出

【結果概要】

・子どもの年齢が上がるにつれ、「本が好きではない」子どもの割合が増え、その理由としては「読むのに時間がかかる」、「読みたいと思う本がない」が多い。

図表９　本が好きな子どもの割合



図表10　本を好きでない理由（複数回答）



・子どもの年齢が上がるにつれ、平日、休日を含めて「本を全く読まない」子どもの割合が急増し、その理由としては「時間がない」、「読みたいと思う本がない」が多い。

図表11　児童・生徒の読書状況



図表12　読書をしない理由（複数回答）



・「小学校入学前や低学年時に読み聞かせをしてもらった経験がある」子どもほど「読書が好き」である傾向がある。

図表13　読み聞かせの有無と子どもの「読書が好き」との関係





・多くの学校、教育・保育施設において、５年前に比べ読書活動ボランティアとの連携が拡大している。

図表14　読書活動ボランティアと連携している学校、教育・保育施設の割合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保育所 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
| 公立 | 私立 | 公立 | 国立・私立 | 公立 | 国立・私立 | 公立 | 国立・私立 | 公立 | 国立・私立 | 国立・公立 |
| 平成26年度 | 59.3％ | 23.6％ | 67.6％ | 12.6％ | 86.5％ | 58.8％ | 48.7％ | 3.8％ | 16.4％ | 1.3％ | 35.6％ |
| 平成21年度 | 45.4％ | 20.7％ | 51.8％ | 8.3％ | 78.0％ | 25.0％ | 13.0％ | 8.8％ | 1.8％ | 8.8％ | 25.0％ |

・公立図書館と連携している学校の割合は、公立小学校においては90％を越えており、公立中学校は５年前より増加して57％となったが、公立高等学校においては５年前より低下した。

図表15　公立図書館と連携している学校の割合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
| 公立 | 国立・私立 | 公立 | 国立・私立 | 公立 | 国立・私立 | 国立・公立 |
| 平成26年度 | 90.5％ | 58.8% | 56.1％ | 24.0% | 27.7％ | 20.3% | 26.7％ |
| 平成21年度 | 92.0％ | 50.0% | 47.9％ | 13.8% | 33.1％ | 13.8% | 25.0％ |

・保護者に対し、子どもの読書活動の推進に関する啓発等の取組みを行う教育・保育施設が５年前より増えた。

図表16　保護者に対して取組みを行っている教育・保育施設の割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保育所 | 幼稚園 |
| 公立 | 私立 | 公立 | 国立・私立 |
| 平成26年度 | 95.5％ | 81.6％ | 95.1％ | 68.0％ |
| 平成21年度 | 82.1％ | 73.0％ | 75.1％ | 57.9％ |

・子どもの読書活動について庁内連絡会を設置している市町村は18市町（府内市町村の42％）と５年前に比べて１市町が増えた。

　（４）第２次計画の成果と課題

前述の各種調査結果からみた大阪の子ども読書活動の状況を踏まえ、第２次計画の成果と課題について、次のとおり整理しました。

①　成果

「読んでみたいと思う本が子どもの周りにある」という観点では、公立図書館から、団体貸出や図書配送システムなどによる図書貸出の支援を受ける教育・保育施設、公立小学校や中学校が増えました。また、公立幼稚園・保育所の約８割において、家庭への絵本の貸出しを行っていました。

「本を紹介する人が子どもの周りにいる」という観点からは、公立小・中学校において学校司書の配置は拡大傾向にあり、また、多くの学校、教育・保育施設において読書活動ボランティアとの連携が拡大しました。教育・保育施設においては、「おすすめ本の紹介」や「絵本の読み聞かせ講座」など保護者への働きかけを行う施設が増加しました。

指標としている「読書が好き」な子どもの割合の伸び率が他の都道府県と比べて高いことからも、第２次計画における取組みは、一定の成果が出ているものと考えます。

②　課題

子どもの読書環境づくりは進んでいるものの、子どもの読書活動にかかる指標については、読書が好きな子どもの割合や不読率など全国平均に達していないものも多く、特に中高生の読書離れが顕著になっています。

府が行った調査結果では、読書が好きでない理由や本を読まない理由として「読みたいと思う本がない」をあげる児童・生徒が多かったことから、子ども、特に中高生が読みたいと思う魅力的な本に出合う機会を一層拡大していく必要があります。

また、子どもの読み聞かせの経験と「読書が好き」には関連があることが明らかとなりましたが、その読み聞かせについて、就学前や小学校低学年の頃にしてもらっていないと答えた児童・生徒が相当数（就学前：15％、小学校低学年：50％）いたことから、読み聞かせの重要性についての啓発を強化し、様々な場で子どもへの読み聞かせを行う機会を増やしていく必要があります。

読書活動ボランティアについては、連携している学校の割合は、公立小学校では９割近いものの、公立中学校で約５割、公立高等学校では２割以下にとどまっています。また、連携による取組内容について各学校によって大きな差があること、読書活動ボランティア養成講座を実施している公立図書館が減少していることなどから、今後も引き続き、読書活動ボランティアの確保やスキルアップ、更には連携に関する好事例の収集・情報提供などのサポートを進めていく必要があります。

公立図書館と学校図書館の連携については、公立小学校では９割以上であるものの、公立中学校で約５割、公立高等学校では約３割であること、及び各市町村における子ども読書活動推進にかかる庁内連絡会の設置状況が低いことなどから、子ども読書活動に関わる人材のネットワークづくりについても一層強化していく必要があります。

　　　　　そして、社会全体でこれらの課題について取り組んでいくために、各市町村において子ども読書活動推進にかかる計画を定めていくことが望まれます。

以上の第２次計画の成果と課題、及び大阪府社会教育委員会議（※４）からいただいた意見を踏まえ、「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第３次計画」という。）を定めることとします。

２　計画の性格

第３次計画は、推進法第９条第１項に規定される「都道府県子ども読書活動推進計画」に該当するものです。大阪府は、第３次計画において、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方針、推進のための指標と具体的な方策を定めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

　　　（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

　　　 ２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　略

３　計画の目標時期

　　平成28年度から平成32年度までの概ね５年間

４　計画を推進する体制

　　　第３次計画の推進にあたっては、大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課を事務局とし、府立図書館、教育委員会事務局の企画担当所管課及び学校関係所管課並びに子どもの育成に関係する知事部局の関係課で構成する庁内会議を設置し、大阪府社会教育委員会議等の意見を聞きながら、進捗管理を行います。